

インターンシップに関する覚書

インターンシップによる大学在籍の学生の研修に関し、株式会社（以下「甲」という。）と 大学（以下「乙」という。）との間に、次の通り覚書を手交する。

記

（目的）

第1条 研修の目的は、研修生に甲の業務を体験させることにより、研修生が在学中に自分の専門的領域や、将来のキャリア形成への理解を深めることとする。

（研修生の派遣及び受け入れ）

第2条 乙は、次の学生を研修生として甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

大学 学部 学科 3 学年
氏 名

（研修期間等）

第3条 研修期間、研修諸条件等については、表1のとおりとする。

（研修のカリキュラム等）

第4条 研修のカリキュラム並びに甲における研修指導者の氏名及び職名は、別に定める。

（研修の実施状況の把握方法）

第5条 必要がある時、乙は、研修生の研修状況について甲に問い合わせることができるものとする。

（研修態勢）

第6条 研修生は、研修期間中、甲の就業規則を尊重するとともに、研修のカリキュラムの遂行に当たっては、甲の研修指導者の指導、監督、助言等に従うものとする。

（機密保持義務）

第7条 研修生は、研修期間中に甲で知り得た機密を、一切漏らしてはならない。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

平成14年 7月 日

甲 株式会社

乙 大学